

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産、役務等の特殊性等</p> <p>海津特別支援学校の児童生徒、教職員の給食供給委託</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>特別支援学校の児童生徒の学校給食については、学校給食法及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律により設置者により当該学校において実施されることが定められている。</p> <p>本校においては学校給食を供給する施設は他になく、所在地である海津市に供給業務を委託するものである。</p> <p>海津市は義務教育諸学校の設置者として学校給食実施に必要な施設を有しており、学校栄養職員が栄養バランスや教育的効果を考慮した献立を作成し、「学校給食衛生管理の基準：文部科学省」に基づき調理された給食を海津市内の小中学校に供給している。以上の理由により、岐阜県教育委員会教育長は、海津市教育委員会教育長と「学校給食供給業務委託に関する覚書」を締結した。</p> <p>この締結により海津市教育委員会以外の者が供給することはできない。</p> <p>よって、海津市教育委員会の会計を管轄する海津市と委託契約をすることとする。</p>